

「プロヒドロジャスモン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成16年8月9日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「プロヒドロジャスモン」について、食品衛生法第12条の規定に基づき、農林水産大臣に対し資料提供につき協力要請を行ったところ、資料を入手したことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 品目の概要

本薬は、植物成長調整剤であり、2004年7月現在、りんごに登録があるが、残留農薬基準は設定されていない。今回新たにぶどうへの適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。また、韓国、台湾において登録申請に向けた開発が進行中である。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「プロヒドロジャスモン」の食品中の残留基準設定について検討する。